

政務活動費ガイドライン

ガイドラインの改正にあたって

地方自治法の改正に伴い、政務活動費の交付に関する条例を平成25年2月26日改正し、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めることがとなったことに伴い修正するものです。議員のための調査研究活動を積極的に実施するための指針として、また議員間の意思統一を図り足並みを揃えた運用と、政務活動費の制度趣旨に則った適正な執行を目的としています。

項目	会派に交付された政務活動費	議員に交付された政務活動費	備 考
共通事項	・会派全員の了承の下、会派での市政の調査研究のために使用する	・議員個人での市政の調査研究のために使用する	
調査研究費	・会派で行う調査費用 ※参加者が一部の議員の場合は、会派全員で情報共有を図る	・議員個人の調査費用	
研修費	・会派で参加する研究会・研修会の費用 ・会派で主催する研究会・研修会の費用 ※研修会・研究会を主催する場合は事前に事務局へ開催案内を提出する	・議員個人で参加する研究会・研修会の費用 ・議員個人で主催する研究会・研修会の費用 ※研修会・研究会を主催する場合は事前に事務局へ開催案内を提出する	

項目	会派に交付された政務活動費	議員に交付された政務活動費	備考
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・会派の広報紙作成に係る費用 ※会派の調査研究活動及び市政報告に係る経費とする ※発行主体が政党の場合は計上不可 ※広報紙の作成費用については、郵送料、用紙代等を含む ※「会派の広報紙」とは、会派名、会派構成員名等が掲載されている必要がある ・会派のホームページ作成、維持管理に係る費用 ・会派で行う市政報告会費用 ※市政報告会を開催する場合は事務局へ事前に通知する ※お茶等飲み物のみ計上できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個人の広報紙作成に係る費用 ※議員活動及び市政報告に係る経費とする ※発行主体が政党、後援会の場合は計上不可 ※広報紙の作成費用については、郵送料、用紙代等を含む ・議員個人のホームページ作成、維持管理に係る費用 ・議員個人で行う市政報告会費用 ※市政報告会を開催する場合は事務局へ事前に通知する ※お茶等飲み物のみ計上できる 	
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ・会派で行う広聴会費用 ※広聴会を開催する場合は事前に事務局へ通知する ※お茶等飲み物のみ計上できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個人で行う広聴会費用 ※広聴会を開催する場合は事前に事務局へ通知する ※お茶等飲み物のみ計上できる 	
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・会派で行う会議費用 ※お茶等飲み物のみ計上できる 		
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・会派で使用する資料を購入する場合の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個人が使用する資料を購入する場合の費用 	
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ・会派で使用する資料を作成する場合の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個人が使用する資料を作成する場合の費用 	

項目	会派に交付された政務活動費	議員に交付された政務活動費	備考
人件費	・会派で雇用した人件費	・議員個人で雇用した人件費	
事務費	・控室で使用する物品等の費用 ・控室の通信費(電話代、FAX代、インターネット利用料)	・議員個人で使用する物品等の費用 ※消耗品に関しては全額支出可 ※備品に関しては按分とする(4分の1)	
通信交通費	支出不可	・議員個人の広報・広聴活動に要する電話代・FAX代・ガソリン代及び駐車場料金(時間貸し)等に関する費用 ・1人月額1万円を限度とします。 <u>(領収書添付不要)</u> ※本人名義の固定電話、携帯電話、タブレット等を含むインターネット接続料、プロバイダ料、ガソリン代は総額の4分の1とする。 ※電車・バス代、駐車場代は、交通費として実費分を支出可能 ※通信交通費を使用する際は、支出明細書兼証明書を作成し、領収書(電車・バス代を除く)を添付する。	* 領収書添付不要を削除する。 * 使用できる範囲及び按分率を記載する

項目	会派に交付された政務活動費	議員に交付された政務活動費	備考
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> ・市政の調査研究活動に使用されていること ・事務所としての外形上の形態及び機能を有していること ・事務所費を利用する会派は、事務所設置届並びに賃貸借契約書の写しを議長に提出すること ・支出できる経費(維持費) <ul style="list-style-type: none"> ア 賃借料 イ 光熱水費 ウ 電話料 エ 事務機器等のリース料 ・支出できない経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 政治活動、選挙活動及び後援会活動用の経費 イ 当該会派に属している議員、当該会派に属している議員の3親等以内の親族又は当該会派に属している議員、当該会派に属している議員の3親等以内の親族が役員になっている法人が 所有する事務所の賃借料 ウ 敷金、礼金、改造費用 ・対象経費の按分率を4分の1とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政の調査研究活動に使用されていること ・事務所としての外形上の形態及び機能を有していること ・事務所費を利用する議員は、事務所設置届並びに賃貸借契約書の写しを議長に提出すること ・自宅と同一の建物内でないこと ・支出できる経費(維持費) <ul style="list-style-type: none"> ア 賃借料 イ 光熱水費 ウ 電話料 エ 事務機器等のリース料 ・支出できない経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 政治活動、選挙活動及び後援会活動用の経費 イ 本人、3親等以内の親族又は本人、3親等以内の親族が役員になっている法人が 所有する事務所の賃借料 ウ 敷金、礼金、改造費用 ・対象経費の按分率を4分の1とする 	
領収書	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書宛名は会派名とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書宛名は議員名とする 	